

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 1 月30日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第 1 号

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 5 条 前条第 6 号の規定により出願した者の入学許可は、当該高等学校の第 1 学年定員の100分の10の範囲内で行うものとする。	第 5 条 前条第 6 号の規定により出願した者の入学許可は、当該高等学校の第 1 学年定員の100分の10の範囲内で行うものとする。 <u>ただし、第 1 号に掲げる数が第 2 号に掲げる数を超えることとなる場合は、この限りでない。</u>
2 前条第 6 号の規定により出願した者の入学許可が高等学校の全日制の課程の普通科及び理数科の一括による選抜に係る場合にあつては、当該入学許可は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる数の合計数の範囲内で行うものとする。	2 前条第 6 号の規定により出願した者の入学許可が高等学校の全日制の課程の普通科及び理数科の一括による選抜に係る場合にあつては、当該入学許可は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる数の合計数の範囲内で行うものとする。 <u>この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</u>
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県立高等学校の通学区域に関する規則第 5 条の規定は、平成27年 4 月 1 日以後に岩手県立高等学校に就学（入学、転学及び転籍をいう。）する者について適用する。